

令和2年3月3日

保護者様

新潟明訓中学校・高等学校長

### インフルエンザに罹患した生徒の取り扱いについて（お知らせ）

学校保健安全法に定められた感染症（インフルエンザ）に罹患した場合、他の生徒にうつすおそれのある期間は出席（登校）できないことになっています。本校ではこれまでインフルエンザによる出席停止の解除にあたり医師による治癒証明の提出を求めてきました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、感染リスク低減のため次のように手続きを変更します。

治癒後初めて登校する日に「インフルエンザ受診報告書」に医師から診断された内容（疑いを含む）を保護者の方が記入・押印のうえ、生徒を通じて学校へ提出してください。

※重症化する場合がありますので、お子様の健康状態をよく観察され、心配な場合は再受診してください。

参考 インフルエンザの出席停止期間の基準

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」

例 発症後解熱した日		発症後5日間					発症後6日目以降		
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
3日目までに解熱	発	出席停止期間					登校可能		
4日後に解熱		出席停止期間						登校可能	
5日後に解熱	熱	出席停止期間							登校可能

（治癒後初めて登校する日に提出してください）

### インフルエンザ受診報告書

年 組 番 氏 名

発症（発熱）した日：令和 年 月 日 医療機関受診日：令和 年 月 日

受診医療機関名 診断名：インフルエンザ（A型・B型・疑い）

いずれかに○印をつけてください。

解熱した日 令和 年 月 日（体温 . °C）

上記のとおり、学校保健安全法に基づく出席停止期間が経過し、本日より登校が可能となりましたので、出席停止を解除願います。

令和 年 月 日（朝の体温 . °C） 保護者氏名 印